

地区計画案の 縦覧を行います

基地跡地において地区計画を決定するにあたり、市民の皆さんおよび関係権利者から意見を聴くため、都市計画法第17条に基づく縦覧を行います。この地区計画案についてご意見のある方は、次の方法で朝霞市あてに意見書を提出することが出来ます。

対象となる都市計画／朝霞都市計画地区計画の変更（朝霞市決定）

※地区計画案の内容等が記載されている資料および意見書の様式は縦覧期間中、縦覧場所にあります。意見書の様式は市ホームページからもダウンロードできます。

縦覧場所／都市計画課
※市ホームページからも見る事ができます。

縦覧期間および意見書提出期間
12月8日（月）～12月22日（月）
午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日を除く

意見書提出方法／縦覧場所にある意見書に必要事項を記入のうえ、〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 朝霞市役所都市計画課へ郵送または直接持参

●地区計画案の概要をお知らせします●

この地区計画は、「朝霞市基地跡地利用計画書」を踏まえ、基地跡地において都市型住宅（国の進める国家公務員宿舎）や公共公益施設・業務系施設などが集積するとともに、緑の拠点機能や都市の防災機能を備えた市民のための「憩いと交流の拠点」となる地区を形成するため定めるものです。

目標・区域など

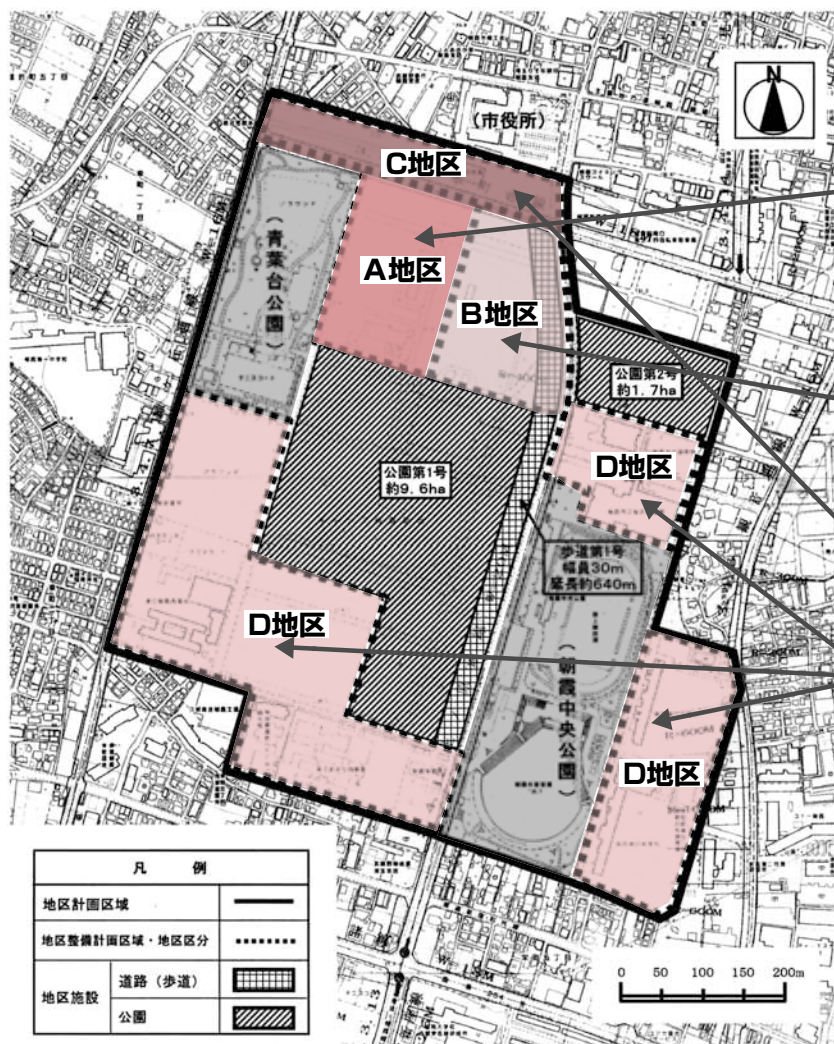
目標

朝霞市基地跡地利用計画書における基本コンセプト等を踏まえ、「市民のための憩いと交流の拠点となる地区の形成」を目標とします。

位置および面積

基地跡地利用計画の区域（約19.4ha）とそれに隣接する公共施設等用地を含む区域を地区計画の対象区域（約50.5ha）とします。この区域は、現在、市街化調整区域（用途地域無指定）となっています。

地区計画方針の付図（抜粋）



土地利用の方針

基地跡地利用計画書に位置づけされている土地利用の方向性を踏まえ、次のように地区を区分し、方針を定めます。

A 地区 …共同住宅・市民サービス施設用地
国の進める国家公務員宿舎（25階および26階建て以下の2棟の共同住宅）を基本とし、市民サービス施設を誘導するとともに、緑豊かなオープンスペースを確保します（約3.2ha）。

B 地区 …複合公共施設用地
主に公共・公益施設を集積し、隣接公園と一体となった緑豊かな土地利用を図ります（約3.0ha）。

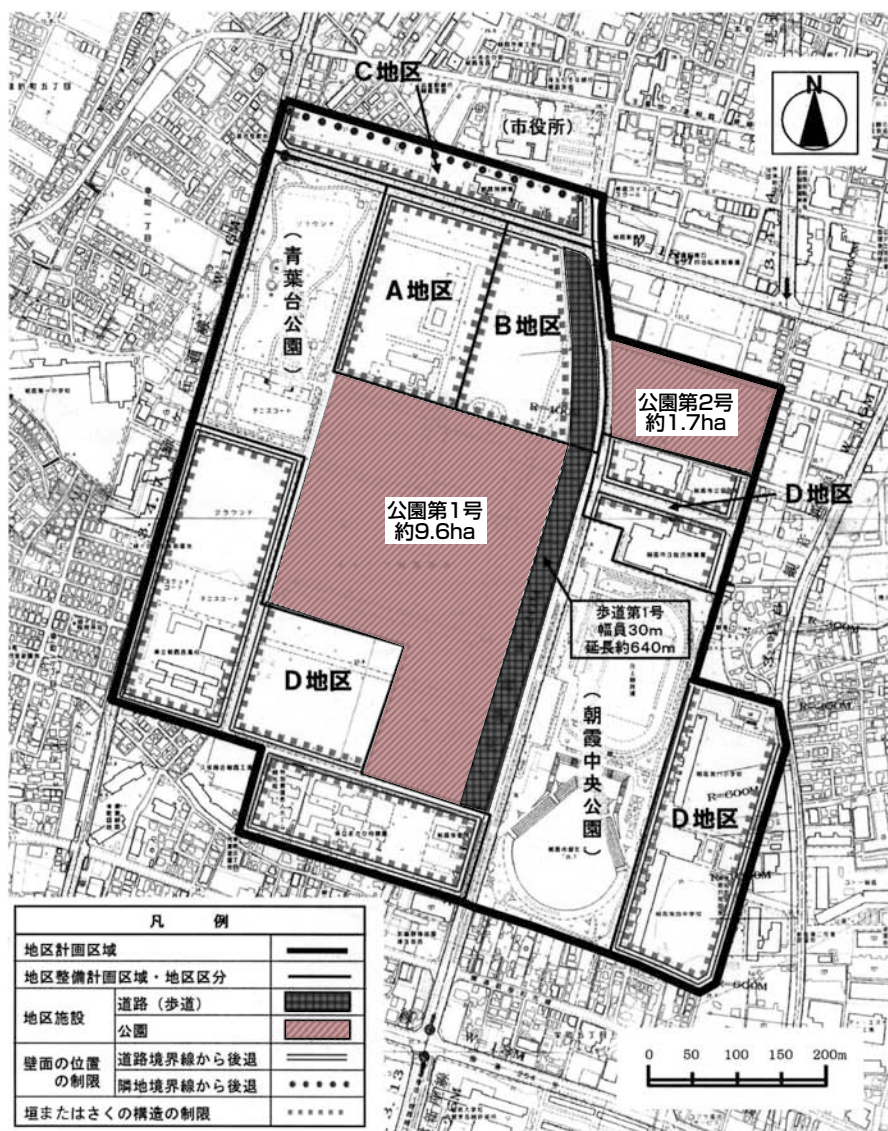
C 地区 …業務系施設用地
主に業務系施設や市民サービス施設を誘導します（約2.1ha）。

D 地区 …既存公共施設用地
既に公共・公益施設が立地しているため、現在の環境を保全します（約16.5ha）。

上記以外の地区 …公園用地
既存公園または新設公園用地とします（約25.7ha）。

※地区面積は、既存道路部分の面積も含まれています。

地区整備計画図（抜粋）



地区整備計画

地区整備計画は、まちづくりの内容を具体的に定めるので、地区計画の目標・方針にしたがい、地区施設の配置や規模を定めます。

また、建築物などに関するルールを定めます。

【地区施設】

基地跡地利用計画書に位置づけされているシンボルロードおよび公園について、規模などを定めます。

歩道第1号（シンボルロード）…地域のシンボルとなる広幅員の歩道として整備します（幅員30m、延長約640m）。

公園第1号（約9.6ha）
公園第2号（約1.7ha）…防災機能を備えた市民の憩いの場となる緑の拠点として整備します。

※地区施設とは、今後整備を予定する道路・公園などの施設をいいます。

※地区計画では、地区施設について、その位置および規模（面積等）を定めます。地区施設は、今後予定する各施設の検討段階において、具体的な整備内容の検討を行います。

【建築物等に関する事項】

地区ごとに定めた土地利用が適正に行われるよう、建築物に関する規制・誘導内容を定めます。

内 容	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区
建築物等の用途の制限	- 共同住宅と市民サービス施設（2階以下）のみ立地可 - 店舗、飲食店等は1,500㎡までとします - 事務所は3,000㎡まで、自動車庫は2階以下までとします	- 公共公益施設は立地可 - 店舗、飲食店等は1,500㎡までとします - 共同住宅等は不可 - 事務所は立地可	- 業務系や市民サービス施設は立地可 - 店舗、飲食店等は3,000㎡までとします 2階以下が住宅、共同住宅等は不可 - 事務所は立地可	現在ある既存の公共施設のみ立地可
建ぺい率の最高限度	40% 公開空地を確保し、緑の保存を行うため40%に制限する		60%	
壁面の位置の制限	建築物を建てるときは道路境界線から1.5m以上後退		道路境界線から1.5m以上後退、隣地境界線から4m以上後退	道路境界線から1.5m以上後退
建築物の高さの制限	なし	25m	15m	25m
垣またはさくの構造の制限	道路側・隣地境界側に垣またはさくは設置不可		道路側に垣またはさくを設置する場合は、生け垣やフェンス等に限る	